

===== P S マガジン (製品安全情報メールマガジン) =====

製品安全についての情報をお届けします。(第2・4火曜日発行)

N I T E (ナイト)[独立行政法人製品評価技術基盤機構]

製品安全センター



9月1日は防災の日です。自然災害による停電の際にも使用される携帯発電機やポータブル電源において、製品起因の事故以外にも誤使用が原因の事故が発生しています。また、停電復旧後の通電や被災で損傷した電気製品の使用が、火災の原因となることもあるため注意が必要です。今回は災害時の事故を防ぐための注意点をお伝えします。

項目一覧

1. 災害時の事故
2. 製品事故収集情報 (7月28日~8月10日 受付100件)
3. リコール情報 15件
4. その他の製品安全情報
 - ・2024年度NITE講座(認定センター)参加者募集のお知らせ
 - ・製品安全4法の一部改正についてのお知らせ
 - ・ニュースリリース公開のお知らせ(認定センター)
 - ・「NITE SAFE-Lite」のご案内
 - ・消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について
 - ・Instagramアカウントのご案内

1. 災害時の事故

1. 携帯発電機の事故

(1) 携帯発電機とは

発電機は、ガソリン、軽油、ガス(カセットボンベ)などの燃料を使ってエンジンを稼

働させ、装置内のコイルや磁石を回転させることで電気を発生させる装置です。持ち運びが可能な発電機を携帯発電機といい、可搬型発電機、小型発電機、ポータブル発電機などという場合もあります。

(2) 事故事例

一酸化炭素（CO）中毒により1名が死亡し、現場に家庭用の携帯発電機がありました。→取扱説明書には、「排ガス中毒のおそれがあるため、排ガスがこもる場所で使用しない。排ガスは一酸化炭素（CO）などの有害成分を含んでいる。」旨、記載されていたにもかかわらず、停電時に携帯発電機を換気の不十分な屋内で使用したため、排ガスが滞留し、一酸化炭素（CO）濃度が上昇して事故に至ったものと考えられます。



図1 一酸化炭素(CO)中毒事故のイメージ
(屋内で携帯発電機を使用)

(3) 使用時の注意点

携帯発電機の使用による死亡事故も報告されています。以下の注意点に従って、安全に使用してください。

【携帯発電機使用時の注意点】

・屋内では絶対に使用しないでください。発電機運転中の排ガスには一酸化炭素（CO）が含まれており、屋内で使用すると一酸化炭素（CO）中毒になるおそれがあります。

・屋外であっても、自動車内やテント内で使用すると屋内と同等の危険性があります。排ガスが逆流しないように入出口、窓など開口部から離れたところ、かつ、風通しの良いところで使用してください。

2. ポータブル電源の事故

(1) ポータブル電源とは

リチウムイオン電池などの充電式電池を内蔵した大容量かつ可搬型の蓄電装置で、交流

100V出力に対応するなどしたものはいわゆるポータブル電源と呼ばれています。



図2 ポータブル電源の例

(2) 事件事例

インターネット通販で購入したポータブル電源を充電中、ポータブル電源付近から異音が生じて出火し、周辺を焼損しました。

→焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明であり、原因の特定には至りませんでした。当該製品は屋外に置かれていました。風雨があたらないよう別途用意した樹脂製ケースで覆われていましたが、覆いが不十分な状態であったため、雨水等が浸入して短絡が生じ、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火した可能性が考えられます。

(3) 使用時の注意点

蓄電池にリチウムイオン電池を使用しているポータブル電源は、モバイルバッテリーと同様の注意が必要と考えられます。一般的に総エネルギー量が多い製品は、事故発生時の発熱量も大きくなるため、大容量のポータブル電源はより注意が必要です。以下の注意点に従って、安全に使用してください。

【ポータブル電源使用時の注意点】

- ・ 落としたりするなど衝撃を与えないようにしてください。もし、強い衝撃を与えてしまった後、発熱、変形などの異常を感じた場合は、直ちに使用を中止して製造・輸入・販売事業者の修理窓口に相談してください。
- ・ 高温環境下での使用は控えてください。また、長期間使用しない場合は、箱に入れて直射日光が当たらない冷暗所に保管しましょう。
- ・ 屋外では、防水・防塵性能を有する製品の使用を検討しましょう。

携帯発電機やポータブル電源の中にはリコール品もあります。使用前には、メーカーか

らのお知らせやリコール情報を確認するようにしましょう。

【参考：リコール検索サイト】

- 消費者庁リコール情報サイト (<https://www.recall.caa.go.jp/>)
- (独)製品評価技術基盤機構 NITE SAFE-Lite (<https://safe-lite.nite.go.jp/>)

3. 停電復旧後の通電火災について

(1) 通電火災とは

自然災害に伴う停電の復旧後、可燃物が接触した状態の電熱器具や水没したり部品が破損したりした電気製品に電気が流されることに伴い発生する火災のことをいいます。

(2) 事件事例

(ア) 停電復旧後に電気こんろの上に置いていた電気製品を焼損する火災が発生しました。
→当該製品は、落雷による停電以前にスイッチが入った状態で切り忘れ防止機能が働いた状態でした。停電時に切り忘れ防止機能がリセットされ、停電復旧後にヒーターへの通電が再開されたため、ヒーター上に置かれていたほかの電気製品が焼損したものと考えられます。なお、取扱説明書及び本体には、「ヒーターの上に可燃物を置かない。」、「使用後は火力調整つまみの「切」を確認する。」旨、記載されています。

(イ) 事務所で異音が生じたため確認すると、バッテリー（鉛蓄電池）及び周辺を焼損する火災が発生していました。
→10 日前に発生した台風の水害により水没した当該製品を乾燥させるため、販売事業者が事務所兼倉庫に置いていました。水害により製品内部に水が浸入したため、異常発熱が生じて焼損したものと考えられます。

(3) 通電火災の注意点

地震や大雨等に伴い、自宅に置いてある電気製品が浸水などによって損傷することが考えられます。また、停電復旧後に電気ストーブ等の電熱器具が意図せず作動することで、付近のタオル等の可燃物に引火し、火災につながるおそれもあります。以下の注意点に従って、通電火災を起こさないよう対策を取ってください。

【通電火災を防ぐための注意点】

- ・地震が発生した際に可燃物が散乱しないように、家具はできるだけ壁に固定しましょう。併せて、電気ストーブ等の電熱器具の周辺に可燃物を置かないように日頃から意識しましょう。
- ・自宅から避難する際に時間的な猶予がある場合は、停電復旧時に異常のある製品に通電されることによる事故を防ぐため、分電盤のブレーカーを切ってください。日頃から分電

盤の位置や操作方法を確認しておきましょう。

- ・ 停電復旧時における意図しない作動による火災を防ぐため、特にヒーターを内蔵した電気ストーブ等の電熱器具は、停電時には電源プラグをコンセントから抜きましょう。
- ・ 停電復旧後、浸水などによる被害を免れた製品を使う際は、機器などの外観に異常がないか（電源プラグやコードに損傷はないか、製品に焦げた痕はないか、など）を確認の上、分電盤のブレーカーを入れ、機器の電源プラグを1台ずつコンセントに差し、様子を確認しながら使用しましょう。異音や異臭がする場合は、直ちに使用を中止し、メーカーや販売店に相談してください。



地震後の停電時

通電開始

図3 電熱器具の意図しない作動による通電火災のイメージ
(地震時に可燃物が飛散し、近くにあった電気ストーブに接触して発火する危険性)

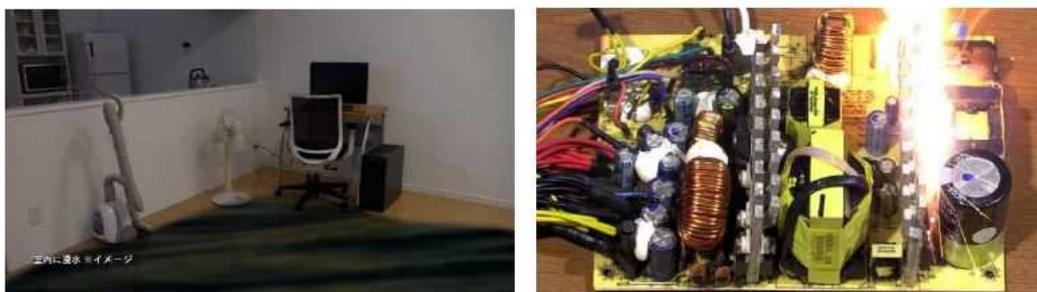


図4 浸水による通電火災のイメージ

(水に濡れた電気製品の内部には、水分が残っていたり、泥や塩分などの異物が付着していたりすることがあるため、通電時に電気回路基板から発火するおそれがある。)

■NITE では 2024 年 8 月 27 日に注意喚起として『災害時にも活躍する携帯発電機やポータブル電源の事故と停電復旧後の通電火災に注意！』を経済産業省、消費者庁と同時発表しました。

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2024fy/prs240827.html>

■事件事例は、「NITE SAFE-Lite」で「携帯発電機」「ポータブル電源」等をキーワードに

検索していただけます。

<https://safe-lite.nite.go.jp/>

2. 製品事故収集情報



消費生活用製品の事故情報収集状況



(7月28日～8月10日 受付100件)

NITEに通知のあった事故情報から、件数の多い製品を掲載します。

製品名

(事故状況と件数)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. リチウムイオン電池内蔵充電器 | (軽傷等 15件) |
| 2. ヘアドライヤー | (軽傷等 6件) |
| 2. 洗面化粧台 | (軽傷等 6件) |
| 2. バッテリーパック | (火災等 6件) |
| 5. エアコン | (火災等 4件) |
-

リチウムイオン電池内蔵充電器は 充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生したという1件の同種事故を含み、洗面化粧台はキャビネットが落下したという5件の同種事故を含みます。

◇最新事故情報 (これまでの受付情報もご確認いただけます)

<https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/information/index.html>

■事故情報の提供をお願いいたします。

事故の再発防止のため、有効に活用させていただきます。

<https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/shushu/index.html>

3. リコール情報

◆株式会社丸辰 (法人番号：4200001021566)

「真空ステンレスボトル」 2024/06/20 (HP)

【詳細】 <https://marutatsu.co.jp/news240620/>

◆セレクトチャー株式会社 (法人番号：1010701018479)

「バッグ」 2024/06/18 (HP)

【詳細】 全購入者にメールでご案内しております。

- ◆株式会社タバタ（法人番号：9010601013382）
「ダイビング用ジャケット、インフレーター」 2024/06/17（HP）
【詳細】 https://www.tabata.jp/pkobo_news/upload/10-0link_file.pdf

- ◆株式会社八光電機（法人番号：5100001006295）
「投げ込み式湯沸器」 2024/06/03（HP）
【詳細】 <https://www.hakko.co.jp/download/info/20240603acw.pdf>

- ◆美津濃株式会社（法人番号：4120001077559）
「FRP製バット」 2024/06/20（HP）
【詳細】 https://jpn.mizuno.com/user_support/important_information/20240620

- ◆株式会社モンベル（法人番号：2120001047910）
「LEDヘッドライト（電池式）」 2024/07/04（HP）
【詳細】 <https://support.montbell.jp/common/system/information/dispatch.php?c=7&id=92>

- ◆株式会社カインズ（法人番号：3070001006474）
「サーキュレーター」 2024/07/12（HP）
【詳細】 <https://www.cainz.co.jp/news/9238/>

- ◆株式会社オギツ（法人番号：4010501002143）
「サンダル」 2024/07/10（HP）
【詳細】 https://www.ogitsu.co.jp/_cms/wp-content/uploads/2024/07/DICI%E5%95%86%E5%93%81%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E8%A9%AB%E3%81%B3%E3%81%A8%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf

- ◆株式会社日直商会（法人番号：8010001027075）
「自転車」 2024/07/12（HP）
【詳細】 <https://www.argon18bike.jp/archives/1231>

- ◆イケア・ジャパン株式会社（法人番号：1040001021866）
「リチウムイオン電池内蔵充電器」 2024/07/17（HP）
【詳細】 <https://www.ikea.com/jp/ja/customer-service/product-support/recalls/20240717->

- ◆セコム株式会社（法人番号：6011001035920）
「防犯装置」 2024/07/09（HP）
【詳細】対象機種所有者はセコム株式会社が把握しており、直接連絡しております。

- ◆株式会社エスエスケイ（法人番号：2120001075481）
「金属製バット」 2024/07/17（HP）
【詳細】<https://www.sskstores.jp/baseball/news/1399/>

- ◆株式会社ロストアロー（法人番号：6030001069217）
「登山用具（アイゼン）」 2024/05/29（HP）
【詳細】https://www.lostarrow.co.jp/info/notice/NT20240529_BD_Nevestrap.html

- ◆株式会社アルカスインターナショナル（法人番号：5140001104525）
「サンダル」 2024/06/24（HP）
【詳細】<https://store.world.co.jp/s/brand/opaque-clip/news/068877/>

- ◆サラヤ株式会社（法人番号：5120001009783）
「ディスペンサー」 2024/07/31（HP）
【詳細】<https://www.saraya.com/news/2024y/1089.html>

=====
4. その他の製品安全情報
=====

◆◆◇2024年度NITE講座（認定センター）参加者募集のお知らせ◇◆◆

毎年恒例のNITE講座を本年度も開催します。
今年度第1弾は、適合性認定分野（認定センター）が行います。
「試験」「検査」「認定」をはじめとした「適合性評価」の概要、「認定」の基礎的な内容や、認定と関係する国際規格について解説します。

【日時】2024/9/5（木）13:15-15:15
【開催方式】オンライン（WEBEX ウェビナー）

以下より申込可能ですので、ぜひご参加ください。

https://www.nite.go.jp/iajapan/information/iajapan-kouza_2024.html

◆◆◇ 製品安全 4 法の一部改正についてのお知らせ ◇◆◆

経済産業省 製品安全課

近年、インターネットを通じた取引規模は拡大しており、複数のオンラインショップが集まるオンラインモールを通じて、消費者が海外事業者から商品を直接購入するケースも増加しています。一方で、そうした海外事業者から購入した製品において、安全性が十分でないものによる事故が増加しています。このような背景を踏まえて、経済産業省では、本年 6 月に改正された消費生活用製品安全法（略称：消安法）などの製品安全 4 法に基づき、海外製品の安全性確保を目的に、海外事業者に対して、日本国内における責任者の選任を求めることなどを盛り込んだ新たな制度を 2025 年末までに開始する予定です。

改正内容の詳細は今後検討していくこととなりますが、以下に今回の改正のポイントを示します。

【1. 海外事業者が、新たな規制対象となることを明確化】

・PS マーク対象製品を取り扱う海外事業者（オンラインモールやオークションサイトを使って、日本国内の消費者と直接取引する海外にいる事業者。以下同じ）は、改正法により、事前の事業開始の届出（この届出にて、国内管理人の選任を含む）、技術基準への適合、製品への PS マークの表示が求められます。

・また、PS マーク対象製品であるかどうかに関わらず、消費生活用製品を取り扱う海外事業者に対しては、仮に国内で当該製品による重大製品事故（死亡、重傷、火災等）が発生し、それを認知した日から 10 日以内に消費者庁に事故報告の届出を提出義務がかかります。

【2. オンラインモール事業者等に対する出品削除要請等の創設】

オンラインモール等において提供される消費生活用製品について、その製品によって日本国内の消費者に危険が及ぶおそれがあり、その製品の出品者がリコール等の必要な措置を講じないときは、規制当局からオンラインモール事業者等に対して、その製品の出品削除を要請できます。

【3. 玩具（低年齢層向けのもの）等の子供用の製品の流通に係る規制の創設】

・新たに低年齢層向けの玩具（積木、歯固め、ガラガラのようなもの）を規制の対象とすることを検討しており、今後規制対象となった場合、こうした製品を製造・輸入する事業者は技術基準への適合義務や表示義務（対象年齢、使用上の注意に関する表示）に対応しなければならず、日本で販売する事業者は必要なマークを確認する必要があります。

(下記 URL から関係情報を参照ください。英語、中国語での概要資料もあります)

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/shouan_ichibu_kaisei.html

◆◆◇ニュースリリース公開のお知らせ (認定センター) ◇◆◆

2024年8月21日付で、NITE 認定センターからニュースリリースを公開しました。
詳細は以下 URL よりご覧ください。

https://www.nite.go.jp/iajapan/information/info_news20240821.html

◆◆◇ 「NITE SAFE-Lite」のご案内 ◇◆◆

NITE は、より安心・安全な社会になることを目指して、製品安全に関する情報を発信しており、NITE のウェブサイトで、製品事故の調査結果、リコール情報や誤使用に関する注意喚起などを提供しています。その中で、製品事故情報をどなたでも簡単にウェブ検索できるシステムとして、「NITE SAFE-Lite」というサービスを提供しています。

「NITE SAFE-Lite」は、サービス開始以来、多くの方にご活用いただいています。スマートフォンの小さな画面とタッチ操作に配慮したシンプルな操作性で、6万件にも及ぶ製品事故情報を専門用語（例えば「異音」）でなく普段お使いの言葉（例えば「ガラガラ」）で検索できます。

「NITE SAFE-Lite」で製品事故を検索すると、同じ現象の事故だけではなく、よく似た事故情報も表示されます。これにより、様々な視点から事故となる危険性やその場合の被害状況などが「見える化」され、事故の未然防止につながります。

令和6年4月1日、「SAFE-Lite」は「事故情報検索データベース」と「リコールデータベース」を統合し、「NITE SAFE-Lite」となりました。

【NITE SAFE-Lite】

<https://safe-lite.nite.go.jp/>

◆◆◇ 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について ◇◆◆

消費者庁

消費者庁は、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表しています。

8/14 11 件

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_240814_01.pdf

8/16 7 件

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_240816_01.pdf

8/20 7 件

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_240820_01.pdf

8/23 17 件

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_240823_01.pdf

8/27 9 件

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_240827_01.pdf

◆◆◇ Instagram アカウントのご案内 ◇◆◆

NITE では、公式アカウントを開設しています。

インスタグラムでも、シーズンに合わせて、皆様の生活の安全を守るためにどんどん発信していきますので、フォローやいいねをお待ちしております！

Instagram アカウント→@nite_japan

編集後記

日中は相変わらず暑いですが、夜は秋の気配が感じられるようになりました。夏の終わりはなんだか寂しい気持ちになりますが、夏休みが終わってしまうのを思い出すからでしょうか。秋は誕生日があることもあり、一番好きな季節です。今年も栗やぶどうの限定スイーツが続々と発表されているので、夏に引きこもっていた分たくさん出かけたいです。
(ゆ)

P S マガジン配信先の紹介等 P S マガジンの普及にご協力をお願い致します。また、社内報や広報誌、回覧板などへの掲載も歓迎致します。

P S マガジンに関するお問い合わせ、「その他の製品安全情報」欄へ掲載のご希望などがありましたら、以下のメールアドレスまでご連絡ください。(ps●nite.go.jp) (●を@に変えて送信してください)

配信登録や解除、配信メールアドレスの変更は、下記HPからお願い致します。(P S マガジンのバックナンバーも掲載しています)

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/index.html>

【編集・発行】 独立行政法人 製品評価技術基盤機構
製品安全センター 製品安全広報課
(法人番号 9011005001123)

<https://www.nite.go.jp/jiko/index.html>